

**令和3年度厚生労働省委託
「EBPM 推進に係る調査研究等一式」事業
第3回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会
議事次第**

日 時 令和4年2月4日（金）10:00～12:00

場 所 （WEB 会議形式にて開催）

議 事

- 1 EBPM実践の取組状況の検証
- 2 検証結果取りまとめ(案)
- 3 その他

配布資料

資料1	令和3年度効果検証対象事業の選定
資料2	平成30年度EBPM対象事業の効果検証の概要
資料3－1	厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会 検証結果取りまとめ（案）のポイント
資料3－2	厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会 検証結果取りまとめ（案）

参考資料

参考1	第2回厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会議事概要
参考2	令和3年度ロジックモデル作成状況（令和4年2月4日現在）

令和3年度効果検証対象事業の選定

事業選定方針

第2回有識者検証会で提示した事業選定方針に沿って、以下のとおり対象事業を選定する。

1. 「効果検証」に係る模範事例となり得ることから、①データの活用可能性、②事業の展開可能性に鑑みて選定する。
2. ③担当部局のヒアリング結果として、令和4年度又は令和5年度に有益な効果検証が実施可能かについても考慮する。
3. ④会計的観点、⑤事業の領域バランス、⑥EBPMの模範事例に繋がる可能性も加味し事業を決定する。

①データの活用可能性	✓ 公的統計や事業で取得する情報など、分析に必要なデータが利用可能か ✓ エビデンスレベルの高い分析手法を活用できるか
②事業の展開可能性	✓ 分析結果が事業の改善改良に寄与するか ✓ 省内の他領域にも参照される事業特性を有しているか
③担当部局のヒアリング結果	✓ データの共有や分析結果の公開に大きな障壁がないか ✓ 令和4年度又は令和5年度中に有益な分析が可能か
④会計的観点	✓ 今後の業務負担や事業の継続性（会計課意見）
⑤事業の領域バランス	✓ 政策分野のバランス（労働領域と厚生領域のバランスなど） ✓ 新規事業やモデル事業などの事業類型のバランス
⑥EBPMの模範事例に繋がる可能性	✓ 事業内容が教科書的事例であったり、データの活用や政策の重要性について特筆すべきものがある

○令和3年度効果検証対象事業候補（令和4年2月4日現在）

効果検証対象事業候補

- 令和3年度の効果検証対象事業候補は重点フォローアップ事業の8事業である。

部局	担当課室	事業名
健康局	健康課	生活習慣病予防対策推進費
医薬・生活衛生局	生活衛生課	生活衛生等関係費（生活衛生関係営業におけるデジタル化推進事業）
雇用環境・均等局	雇用機会均等課	民間企業における女性活躍推進事業
子ども家庭局	母子保健課	母子保健対策強化事業
子ども家庭局	家庭福祉課	子どもの居場所支援臨時特例事業
社会・援護局	地域福祉課	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（うち、ひきこもり支援推進事業）
障害保健福祉部	精神・障害保健課	精神障害者社会復帰調査研究等事業
障害保健福祉部	障害福祉課	障害福祉分野のICT導入モデル事業

平成30年度 E B P M対象事業の効果検証の概要

資料2

保険局「医療保険制度における後発医薬品の使用促進策」

1 事業概要

後発(ジェネリック)医薬品の使用を促進するために、以下のアクティビティを実施

1. 差額通知の送付
2. 機関誌やサイトでの告知
3. カードや希望シールの配布
4. パンフレットの配布

2 分析に使用したデータ

データ	保険者データヘルス全数調査 NDBデータ
サンプル	保険者(2,000件／年程度)
期間	2019～2021年
アウトカム	後発医薬品使用割合(数量シェア)
説明変数	アクティビティ(差額通知等)の実施有無

3 分析方針

平均値の単純比較

⇒ パネルデータの各年において、施策を実施した／未実施の保険者のジェネリック使用割合の平均値を算出し、両者を比較することで、施策の効果を検証

固定効果モデルによる差の差推定

⇒ 上記の分析からバイアス(時間効果や保険者固有の固定効果)を排除した上で、施策の純粋な効果を検証

4 分析結果

施策	処置効果の傾向	
	平均値比較	固定効果モデル
1. 差額通知の実施	+ *	+
2. 機関誌やサイトでの告知	- *	-
3. カードや希望シールの配布	+ *	+ *
4. パンフレット配布	+	+

※ 処置効果の傾向がプラスであれば+、マイナスであれば-、さらに複数の分析結果で統計的な有意性($\alpha \leq 0.1$)が確認できれば*を表示している。

※ 今回用いた分析手法は以下の特徴や留意点を有する。

分析手法	特徴・留意点
平均値比較	■ 比較的簡単に用いることができる効果検証手法 ■ 施策の純粋な効果を把握できない場合がある ✓ 例えば、差額通知の実施者は未実施者に比べてジェネリック使用割合が高いことが確認されたが、差額通知以外の要因(その他の施策や保険者固有の特性など)が作用していた可能性を排除しきれない
固定効果モデル	■ 保険者固有の特性(固定効果)や外部要因を加味した上で、施策の純粋な効果を把握することが可能 ■ 分析に利用したパネルデータの期数が3年と短く、施策の実施前において処置群と対照群のアウトカムが平行に推移していることを確認できていない ✓ 施策実施前の段階で両群のアウトカムが平行に推移していない場合、比較対象として適切とは言えない

平成30年度 E B P M対象事業の効果検証の概要

保険局「医療保険制度における後発医薬品の使用促進策」

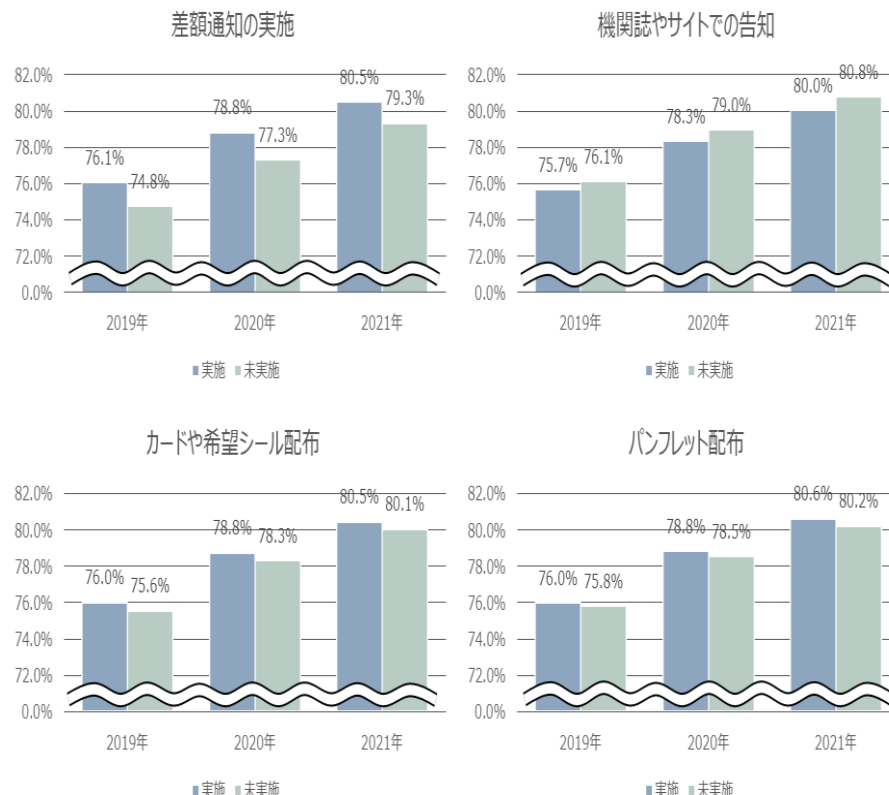
参考 分析結果（平均値の単純比較）

アウトカム：ジェネリック使用割合(数量シェア)

		2019年	2020年	2021年
差額通知の実施	実施	0.761	0.788	0.805
		(0.044)	(0.042)	(0.039)
	未実施	0.748	0.773	0.793
		(0.059)	(0.056)	(0.055)
	差の検定	p=0.000	p=0.000	p=0.000
機関誌やサイトでの告知	実施	0.757	0.783	0.800
		(0.040)	(0.039)	(0.038)
	未実施	0.761	0.790	0.808
		(0.054)	(0.050)	(0.046)
	差の検定	p=0.014	p=0.000	p=0.000
カードや希望シール配布	実施	0.760	0.788	0.805
		(0.046)	(0.043)	(0.041)
	未実施	0.756	0.783	0.801
		(0.050)	(0.048)	(0.042)
	差の検定	p=0.038	p=0.032	p=0.052
パンフレット配布	実施	0.760	0.788	0.806
		(0.049)	(0.045)	(0.045)
	未実施	0.758	0.785	0.802
		(0.046)	(0.044)	(0.040)
	差の検定	p=0.508	p=0.168	p=0.030
サンプル数		2,306	2,306	2,306

※1段目の括弧なしの数値は平均値、2段目の括弧内の数値は標準偏差を表す。差の検定の行の数値は、双方の平均値の差が等しいことを帰無仮説に設定し、t検定を行ったときのp値である。

ジェネリック使用割合(数量シェア)



平成30年度 E B P M対象事業の効果検証の概要

保険局「医療保険制度における後発医薬品の使用促進策」

参考 分析結果（固定効果モデルによる差の差推定）

アウトカム：ジェネリック使用割合(数量シェア)

説明変数	差額通知の実施		機関誌やサイトでの告知		カードや希望シール配布		パンフレット配布	
処置群×2020年ダミー	0.000585 (0.00307)		-0.000173 (0.00174)		0.00327* (0.00176)		-0.000217 (0.00217)	
処置群×2021年ダミー	0.00215 (0.00298)		-0.000445 (0.00202)		0.00257 (0.00201)		0.00225 (0.00238)	
処置群×事後ダミー		0.00137 (0.00277)		-0.000309 (0.00172)		0.00292* (0.00170)		0.00102 (0.00210)
年次ダミー	Controlled	Controlled	Controlled	Controlled	Controlled	Controlled	Controlled	Controlled
定数項	0.748*** (0.000824)	0.748*** (0.000823)	0.763*** (0.000462)	0.763*** (0.000462)	0.756*** (0.000558)	0.756*** (0.000558)	0.757*** (0.000299)	0.757*** (0.000299)
観測数	897	897	2,667	2,667	1,494	1,494	4,017	4,017
保険者数	299	299	889	889	498	498	1,339	1,339
自由度調整済み決定係数	0.680	0.680	0.685	0.685	0.718	0.719	0.760	0.760

※カッコ内は不均一分散に対して頑健な標準誤差

***は1%水準、**は5%水準、*は10%水準でそれぞれ統計的に有意な推定値

当検証会は、厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表（令和元年10月8日）に基づき、外部有識者によるEBPMの実践状況の検証等を行い、EBPMの更なる推進を図ることを目的として、厚生労働省から委託された三菱UFリサーチ&コンサルティング株式会社が参集を求めて開催されたものであり、令和3年9月15日から令和4年2月4日まで計3回にわたり、厚生労働省におけるEBPMの推進に係る取組について検証を行った。

厚生労働省の取組

- 令和4年度概算要求プロセスにおいて、①新規事業、②モデル事業、③大幅な見直しを考えている既存事業のうち、一定の選定基準に該当するものについて、原則としてロジックモデルを作成する。なお、部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合は、新規事業（新規事業がない場合は既存事業）のうち最も要求額が大きい事業について、ロジックモデルを作成し、活用する。このうち一部を公表。
- EBPMの実践事業のロジックモデルについて、EBPM事務局が点検し、各部局担当に対して助言・効果検証方法等の提示を実施。

選定基準(今後、EBPMの実践等を通じて、毎年度見直しを行う予定)

	事業	概要
①	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が1億円以上の事業
②	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業
③	大幅見直し事業	対前年度予算額50%以上増加する事業であって、かつ、増加分の差額が1億円以上の事業
④	①に該当しない新規事業 又は ③に該当しない既存事業	※ 部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合 ①以外の新規事業(新規事業がない場合は③以外の既存事業)のうち、最も要求額が大きい事業(部局単位) なお、本欄は財務省主計局への概算要求提出時まで適用する。

注 年度途中で補正予算対応となった事業についても、令和4年度に事業を継続する場合は、引き続き本年度の実践対象事業とする。
(有識者検証会資料より抜粋)

1 ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

【検証結果】

- 令和3年度に実施したロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等については、ロジックモデルや効果検証方法等の精度向上に寄与することから、おおむね妥当である。また、令和3年度重点フォローアップ事業では、令和5年度の効果検証に向けて、事業の実施前にリサーチデザインの実現可能性も考慮しつつ、各事業担当課室に対して提案を行っている。こうした取組はEBPMの浸透に向けて厚生労働省における恒常的な取組となることを目指して実施すべきである。
- 令和2年度に選定した重点フォローアップ事業については、定期的にフォローアップを行うとともに、必要に応じて新たな効果検証方法を提案しており、取組として妥当である。

【今後の課題】

- ① ロジックモデルについては、公開されているものについては可能な範囲で最新版を掲載することが望ましい。
- ② アウトカムに観察可能な指標の設定を重視しすぎると、本来の政策目的として設定すべきアウトカムから乖離してしまう懸念があることに注意が必要である。
- ③ アウトカムについては、可能な限り社会的なインパクト又は政策目標に近いものでかつインプット・アクティビティから遠すぎないものを設定すべきである。その際、セミナーの開催数など不確実性を基本的に伴わないような指標をアウトカムに設定するのは適切でないと考えられる。
- ④ 厳密な効果検証を行うのであれば、効果検証方法にランダム化を含む適切な分析レベルの仕組みを取り入れる必要があることを省内に浸透させていくことが望ましい。
- ⑤ リサーチデザインについては、当初予定していた効果検証方法が状況の変化等により実施困難となる場合があることから、ある程度理想を目指しつつ、フィージビリティ（実現可能性）を意識しながら代替案を考えることも重要である。
- ⑥ アクティビティが実現困難な場合には、その理由を検証するフレームも必要である。

検証

厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会検証結果取りまとめ(案)のポイント

2 次年度のEBPMの実践に向けた検証

ア 事業のスクリーニング基準(選定基準・除外基準)に係る検証

- ・ EBPMの実践事業の選定・除外基準
- ・ 重点フォローアップ事業の選定基準
- ・ 効果検証対象事業の選定基準

イ 予算過程での反映方法に係る検証

ウ 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

エ その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証

【検証結果】

- ア 令和3年度EBPMの実践事業の選定基準・除外基準、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業の選定基準については、EBPMの浸透や事業の領域バランス等の観点から、おおむね妥当である。
- イ 令和4年度予算過程におけるロジックモデルの活用や実践を通じた課題への認識は、EBPMの更なる推進の観点から、おおむね妥当である。
- ウ 事後の効果検証スキーム等については、EBPMの普及・浸透という観点から、おおむね妥当である。



【今後の課題】

- ア
- ・ 重点フォローアップ事業の選定基準については、統計的因果推論ができるかどうか重視されているが、中長期的な政策目標に対してその政策の効果を確認するためのデータが入手可能であるかという観点も引き続き重視する必要がある。
 - ・ 効果検証対象事業の選定基準については、リサーチデザイン及びデータの質により判断すべきであることに注意が必要である。
- イ
- ・ 予算過程におけるロジックモデルの活用は始まったばかりであるが、ロジックモデルをコミュニケーションツールとして活用するためには、EBPM基礎研修を受講しやすくすること等を通じ、ロジックモデルの定着を進める必要がある。
- ウ
- ・ 効果検証の実施に当たっては、必要なデータの取得と人的・予算的なリソースの確保について検討する必要がある。その際、効果検証に割ける省内の人的リソースも限られていることから、厚生労働科学研究費補助金を用いて研究者などの外部リソースを引き続き活用することが望ましい。
 - ・ 効果検証を行う場合には調査を複数回実施し、過去の結果と比較検証できるようなスキームを構築することが望ましい。
 - ・ 収集した行政記録情報の二次利用についても、研究者のデータ利活用の促進のため、公的統計の二次利用制度の枠組みを踏まえた上で検討することが望ましい。
- エ
- ・ 「ロジックモデルを書く」ということは、その政策の目的を広く共有し、意識するという意味において、全省的な展開として望ましいが、重点フォローアップ事業や効果検証対象事業でリサーチデザインを作ることとは一段高みを目指した取組であり、ロジックモデルの様式への記入とは意味合いが異なることに留意すべきである。
 - ・ 国民に対して事業の効果を分かりやすく説明することがEBPMの基本的な役割と考えられるため、政府全体において、ロジックモデルを用いて行政内部で効果的な事業推進や政策評価を行うことと、EBPMの考え方に沿って、施策を検証し、国民に分かりやすい形で公表し、民主主義的な政策決定の一助とすることについて、それぞれの位置付けを整理していくことが中長期的に望まれる。

厚生労働省の E B P M 推進に係る有識者検証会

検証結果取りまとめ（案）

令和 4 年 2 月 4 日

厚生労働省の E B P M 推進に係る有識者検証会

目次

はじめに	1
1 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会における検証事項.....	2
2 検証結果取りまとめ.....	3
(1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証.....	3
(ア) 令和3年度のE B P M実践の取組の検証	3
(イ) 過年度選定のE B P M実践事業の取組の検証	4
(2) 次年度のE B P Mの実践に向けた検証.....	5
(ア) 事業のスクリーニング基準（選定基準・除外基準）に係る検証.....	5
(イ) 予算過程での反映方法に係る検証.....	8
(ウ) 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証.....	9
(エ) その他E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証.....	11

参考資料

参考1 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会開催要綱.....	13
参考2 検証会の開催状況等.....	15
参考3 第1回厚生労働省のE B P M推進の推進に係る有識者検証会資料	} (添付省略)
参考4 第2回厚生労働省のE B P M推進の推進に係る有識者検証会資料	
参考5 第3回厚生労働省のE B P M推進の推進に係る有識者検証会資料	

はじめに

当検証会は、厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表（令和元年 10 月 8 日）（以下「工程表」という。）に基づき、外部有識者による E B P M の実践状況の検証等を行い、E B P M の更なる推進を図ることを目的として、厚生労働省から委託された三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社が参集を求めて開催されたものであり、令和 3 年 9 月 15 日から令和 4 年 2 月 4 日まで計 3 回にわたり、厚生労働省における E B P M の推進に係る取組について検証を行った。

本取りまとめは、以上の検証結果を当検証会の責任において取りまとめたものであり、厚生労働省においては本取りまとめにおける指摘等を踏まえ、今後の E B P M の推進に係る取組を進めることを期待する。

なお、内閣官房行政改革推進本部事務局は、年度ごとに E B P M の取組方針（以下「行革方針」という。）を作成し、各府省はその行革方針に沿った対応が求められることから、厚生労働省における E B P M の推進に当たっては、行革方針との整合性を図りつつ検討することが必要である。

1 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会における 検証事項

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会では、以下の点を検証事項として検証を行った。

(1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

(ア) 令和3年度のE B P M実践の取組の検証

令和3年度E B P Mの実践事業に対し、ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の検証を行った。

(イ) 過年度選定のE B P M実践事業の取組の検証

令和2年度E B P Mの実践事業に対し、その取組状況についてフォローアップを通じて検証を行った。

(2) 次年度のE B P Mの実践に向けた検証

(ア) 事業のスクリーニング基準（選定基準・除外基準）に係る検証

令和3年度E B P Mの実践事業の選定基準・除外基準について検証を行った。また、同実践事業の中から、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業を選定する基準についても検証を行った。

(イ) 予算過程での反映方法に係る検証

E B P Mがより浸透・定着するために必要な予算過程での反映方法（評価方法や活用方策など）について検証を行った。

(ウ) 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

E B P Mの実践事業実施後の効果検証方法等（行政事業レビュー公開プロセスでの活用など）について検証を行った。

(エ) その他E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証

その他省内のE B P Mの浸透・定着を図るために必要な全体スキームについて検証を行った。

2 検証結果取りまとめ

前項1で示した各検証事項について、検証結果は以下のとおりである。

(1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

(ア) 令和3年度のEBPM実践の取組の検証

① 厚生労働省の取組

厚生労働省では、後述の(2)(ア)に記載の選定基準に沿って、令和3年度EBPMの実践事業を選定し、選定された実践事業のうち、除外基準に該当するものを除き、以下の観点に基づき、エビデンスの参照、ロジックモデルの各要素項目が適切に記載されているか、それらが論理的整合性を持っているかを中心に点検を行った。点検項目は、必ず修正が必要な必須項目と、修正が望ましい推奨項目の2種類を設定した。

次に、上記実践事業の中から重点フォローアップ事業を選定し、ロジックモデルの修正と将来の効果検証を可能にするための方法について点検し、コメントを作成した。点検項目は上述の項目と同じである。また、各事業の効果検証方法については、具体的な分析手法や必要な変数(データ)、活用できる統計等を併せて提示した。

【ロジックモデルの点検の主な観点】

現状分析・課題
● エビデンス（統計等データや研究成果）を示しながら記入できているか。
ロジックの確認①【インプット⇒アクティビティ⇒アウトプット⇒アウトカム⇒インパクトの論理展開の妥当性】
● ロジックモデルの各要素項目が適切に記入されているか。
● 要素項目間の流れに論理的整合性があるか。
● 本来の政策目的と整合的なアウトカムを記入できているか。
ロジックの確認②【課題解決の手段としての当該事業（アクティビティ）の妥当性】
● 既存のエビデンスの確認・参照ができているか。
● 参照しているエビデンスは妥当か。
効果検証方法
● 「事業の対象」や「比較対象」等が適切に設定できているか。
● 事業内容に照らして、明らかに不可能な効果検証方法が記入されていないか。

②検証結果

令和３年度に実施したロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等については、ロジックモデルや効果検証方法等の精度向上に寄与することから、おおむね妥当である。また、令和３年度重点フォローアップ事業では、令和５年度の効果検証に向けて、事業の実施前にリサーチデザインの実現可能性も考慮しつつ、各事業担当課室に対して提案を行っている。こうした取組はＥＢＰＭの浸透に向けて厚生労働省における恒常的な取組となることを目指して実施すべきである。ただし、以下の点について留意が必要である。

（ⅰ）ロジックモデルの点検・助言の検証

ロジックモデルについては、一度作成して終了するものではなく、常にブラッシュアップしていくものであり、公開されているものについては可能な範囲で最新版を掲載することが望ましい。また、アウトカムに観察可能な指標の設定を重視しすぎると、本来の政策目的として設定すべきアウトカムから乖離してしまう懸念があることに注意が必要である。

（ⅱ）効果検証方法等の検証

アウトカムについては、可能な限り社会的なインパクト又は政策目標に近いものでかつインプット・アクティビティから遠すぎないものを設定すべきである。その際、セミナーの開催数など不確実性を基本的に伴わないような指標をアウトカムに設定するのは適切でないと考えられる。

また、厳密な効果検証を行うのであれば、効果検証方法にランダム化を含む適切な分析レベルの仕組みを取り入れる必要があることを省内に浸透させていくことが望ましい。

リサーチデザインについては、当初予定していた効果検証方法が状況の変化等により実施困難となる場合があることから、ある程度理想を目指しつつ、フィージビリティ（実現可能性）を意識しながら代替案を考えることも重要である。

（イ）過年度選定のＥＢＰＭ実践事業の取組の検証

①厚生労働省の取組

令和２年度に選定した重点フォローアップ事業について、効果検証に向けて定期的にフォローアップを行うとともに、必要に応じて新たな効果検証方法も提案した。

また、令和２年度の効果検証対象事業について、令和４年度に実施予定の効果検証に向けて、事業の実施状況等について事業担当課室へのヒアリングを行い、これに応じたリサーチデザインの再提案を行った。

②検証結果

令和２年度に選定した重点フォローアップ事業については、定期的にフォローアップを行うとともに、必要に応じて新たに効果検証方法を提案しており、取組として妥当である。

また、令和２年度の効果検証対象事業については、事業担当課室へのヒアリングの結果、一部の事業において、当初のリサーチデザインで想定されていたアクティビティが実現されず、令和４年度に効果検証を実施することが困難であることが判明した。アウトカムを分析する本来のＥＢＰＭとは異なるが、アクティビティが実現困難な場合には、その理由を検証するフレームも必要である。

(2) 次年度のＥＢＰＭの実践に向けた検証

(ア)事業のスクリーニング基準（選定基準・除外基準）に係る検証

①厚生労働省の取組

厚生労働省では、令和３年度ＥＢＰＭの実践事業の中から重点フォローアップ事業を選定し、さらに、重点フォローアップ事業の中から効果検証対象事業を選定した。

ＥＢＰＭの実践事業、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業の選定基準等は以下に示すとおりである。

【ＥＢＰＭの実践事業の選定基準】

令和４年度予算要求事業のうち、事業の特性上ＥＢＰＭになじまないもの等（除外基準に該当するもの）を除き、下表に該当する事業について、ロジックモデルを作成した。

①	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が１億円以上の事業
②	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業
③	大幅見直し事業	対前年度予算額５０％以上増加する事業であって、かつ、増加分の差額が１億円以上の事業
④	①に該当しない新規事業 又は ③に該当しない既存事業	※ 部局単位で①～③に該当する事業が１つもない場合 ①以外の新規事業(新規事業がない場合は③以外の既存事業)のうち、最も要求額が大きい事業(部局単位) なお、本欄は財務省主計局への概算要求提出時まで適用する。

注 年度途中で補正予算対応となった事業についても、令和４年度に事業を継続する場合は、引き続き本年度の実践事業とする。

【E B P Mの実践事業の除外基準】

i	事業の内容が、現状分析・課題分析を目的とした事業
ii	司法判断により国が実施義務を負うことが明らかな事業
iii	現在の事業において採用されている手法に代わりうる有効な手法を検討することが困難な事業 (外交的判断で意思決定されており、原局レベルで代替案を検討することができない事業等を想定。個別協議の上、判断)
iv	効果検証実施年度（令和5年度）までに終了する事業（モデル事業を除く。）
v	政策目的から遡った政策手段の検討余地がない事業（義務的経費の支出、システム改修、施設整備などの事業で、既定方針の実施過程にあるもの）

注 上記 i ～ v 以外に、特殊事情により E B P M の実践が困難な場合には、個別協議の上、判断する。

【重点フォローアップ事業の選定基準】

1	内閣官房行政改革推進本部事務局の基準に該当する事業 ✓ 新規予算要求事業（10 億円）以上の事業
2	厚生労働省の E B P M の実践事業の中から、以下①②に該当する事業 ① 事業特性として妥当である事業 ✓ 効果検証を実施するうえでアウトカムの分析が困難な事業及び昨年度実践対象のモデル事業は、今年度の重点フォローアップ事業の対象外とする。 ② データの取得可能性が高い事業 ✓ 処置群の事前・事後データの取得可能性が高いこと ✓ 加えて、以下の基準に応じて、想定される効果検証の分析レベルを判断する。 I) 対照群を設定し、事業の非対象者の事前・事後データの収集が期待できるか。 II) 効果検証を実施するうえで十分なサンプルサイズが期待できるか。
⇒同一課室で複数の事業が選定される場合、分析レベルが高い事業を優先し、一課室一事業に限定する。	

【効果検証対象事業の選定基準】

1	データの活用可能性 ✓ 公的統計や事業で取得する情報など、分析に必要なデータが利用可能か。 ✓ エビデンスレベルの高い分析手法を活用できるか。
2	事業の展開可能性 ✓ 分析結果が事業の改善改良に寄与するか。 ✓ 省内の他領域にも参照される事業特性を有しているか。
3	担当部局のヒアリング結果 ✓ データの共有や分析結果の公開に大きな障壁がないか。 ✓ 令和4年度又は令和5年度中に有益な分析が可能か。
4	会計的観点 ✓ 今後の業務負担や事業の継続性（会計課意見）
5	事業の領域バランス ✓ 政策分野のバランス（労働領域と厚生領域のバランスなど） ✓ 新規事業やモデル事業などの事業類型のバランス
6	E B P Mの模範事例につながる可能性 ✓ 事業内容が教科書的事例であったり、データの活用や政策の重要性について特筆すべきものがある。

②検証結果

令和3年度E B P Mの実践事業の選定基準・除外基準、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業の選定基準については、E B P Mの浸透や事業の領域バランス等の観点から、おおむね妥当である。

ただし、重点フォローアップ事業の選定基準については、統計的因果推論ができるかどうか重視されているが、中長期的な政策目標に対してその政策の効果を確認するためのデータが入手可能であるかという観点も引き続き重視する必要がある。その際、サンプルサイズが「十分」かどうかについては、事業の内容や効果検証方法によって異なることに注意が必要である。

また、効果検証対象事業の選定基準については、エビデンスレベルの高い分析手法であるからといって、必ずしも分析の妥当性を測ることができるものではなく、リサーチデザイン及びデータの質により判断すべきであることに注意が必要である。

(イ) 予算過程での反映方法に係る検証

① 厚生労働省の取組

厚生労働省では、工程表等を踏まえ、E B P Mの一層の推進を図るため、予算過程とE B P Mの一体的取組として、省内の予算検討・要求過程においてロジックモデルの作成・活用などを積極的に行うとともに、作成したロジックモデルは事業内容に応じ、ロジックモデル等を活用することが有効と考えられる場合には、財務省主計局への説明にも活用した。また、行革方針に基づいて、行政事業レビューにおいて、新規予算要求事業（10億円以上）及び公開プロセス対象事業について、原則、ロジックモデルを作成・公表した。

主な取組は以下のとおりである。

令和4年度予算過程におけるロジックモデルの活用	
令和4年度予算（検討・要求）過程における活用	
令和3年4月以降	各部局事業・予算要求内容検討（ロジックモデルの作成）
6月中旬～	各部局のロジックモデルをE B P M推進チーム事務局で確認し、修正案を提示し調整（35事業）
7月上旬～	各部局は会計課説明においてロジックモデルを活用（32事業）
8月末～	財務省主計局説明においてロジックモデルを活用（20事業）
12月末	政府予算案の内示（ロジックモデルに修正があれば反映）
行政事業レビューにおけるロジックモデルの活用	
6月4日	公開プロセス対象事業について、ロジックモデルを作成・公表（5事業）
9月22日	令和4年度新規要求事業(10億円以上)について、ロジックモデルを作成し、レビューシートに併せて公表（2事業）

このような予算過程とE B P Mの一体的取組を行った結果、以下のような課題が散見された。

- 予算過程におけるロジックモデルの活用については、具体的な活用方法及び評価基準の明確化が必要。
- 予算要求額や要求内容が確定しないことから、対象事業の選定に時間を要し、会計課説明までにロジックモデルの作成やブラッシュアップが間に合わないケース

があった。また、このような場合、E B P M実践担当者向け研修が受講されないケースがあった。

②検証結果

令和4年度予算過程におけるロジックモデルの活用や実践を通じた課題への認識は、E B P Mの更なる推進の観点から、おおむね妥当である。予算過程におけるロジックモデルの活用は始まったばかりであるが、ロジックモデルをコミュニケーションツールとして活用するためには、E B P M基礎研修を受講しやすくすること等を通じ、ロジックモデルの定着を進める必要がある。

これにより、会計課と政策部局とのコミュニケーションの促進が図られるほか、国民とのコミュニケーションツールとしての活用が進むことで、事業の透明性の向上が図られる。ロジックモデルによるコミュニケーションが浸透することで効果検証が事業の一部として実施されるようになり、そのための費用も事業予算に組み込みやすくなると考えられる。

(ウ)事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

①厚生労働省の取組

厚生労働省では、前述2(2)(ア)に記載のスクリーニング基準に沿って、令和3年度E B P Mの実践事業の中から重点フォローアップ事業を選定し、当該事業の効果検証方法について、具体的な分析手法や必要な変数(データ)、活用できる統計等を事業担当課室長へ対面で提示した。また、重点フォローアップ事業から効果検証対象事業を選定した。さらに、平成30年度E B P Mの実践事業のうち、1事業(医療保険制度における後発医薬品の使用促進策)について効果検証の分析を行った。

主な取組は以下のとおりである。

令和3年度の効果検証の取組

- 令和3年度E B P Mの実践事業の中から、重点フォローアップ事業(10事業)を選定し、令和5年度の分析に向けて効果検証手法等を提示
- 重点フォローアップ事業の中から、効果検証方法の精度向上を図るため、効果検証対象事業(2事業)を選定(令和5年度に効果検証を実施)
- 平成30年度E B P Mの実践事業について効果検証の実施(1事業)
- 効果検証方法等に係る相談支援(よろず相談)の実施

なお、令和 3 年度効果検証対象事業は、事業実施が令和 4 年度となることから、効果検証は令和 5 年度に実施することとなる。令和 5 年度に実施する効果検証の取組（予定）は以下のとおりである。

令和 3 年度 E B P M の実践事業の効果検証（令和 5 年度）の取組予定
● 令和 3 年度 E B P M の実践事業については、令和 4 年度の事業実施後の令和 5 年度に事業効果を検証（自己点検） ● 重点フォローアップ事業については、上記に加え、事例集を作成し、効果検証を含めた好事例を横展開 ● 令和 3 年度効果検証対象事業については、令和 5 年度の行政事業レビュー（公開プロセス）の対象事業の候補案として会計課に提示（最終的に行政事業レビュー外部有識者会合で、公開プロセス対象事業を決定） ● 効果検証結果を踏まえた事業の改善

また、平成 30 年度から令和 2 年度の E B P M の実践事業についてフォローアップを行った結果、以下のような課題が散見された。

E B P M の効果検証の取組の課題
● 効果検証に取り組むに当たり、人的（効果検証に対応し、結果を分析できる専門的人材）、予算的（効果検証のための調査を実施する予算、効果検証方法に関連する予算など）、時間的リソースがいずれも不足している。 ● 令和 2 年度の重点フォローアップ事業の効果検証手法については、データの取得が困難（特に対照群の設定など）なことから、提示した分析のレベルを下げるケースがある。

②検証結果

事後の効果検証スキーム等については、E B P M の普及・浸透という観点から、おおむね妥当である。ただし、効果検証の実施に当たっては、必要なデータの取得と人的・予算的なリソースの確保について検討する必要がある。その際、効果検証に割ける省内の人的リソースも限られていることから、厚生労働科学研究費補助金を用いて研究者などの外部リソースを引き続き活用することが望ましい。

また、効果検証を行う場合には調査を複数回実施し、過去の結果と比較検証できるようなスキームを構築することが望ましい。

さらに、収集した行政記録情報の二次利用についても、研究者のデータ利活用の促進のため、公的統計の二次利用制度の枠組みを踏まえた上で検討することが望ましい。

(エ) その他 E B P M の取組に関する全体スキームに係る検証

E B P M の取組に関する全体スキームについて、「ロジックモデルを書く」ということは、その政策の目的を広く共有し、意識するという意味において、全省的な展開として望ましいが、重点フォローアップ事業や効果検証対象事業でリサーチデザインを作ることとは一段高みを目指した取組であり、ロジックモデルの様式への記入とは意味合いが異なることに留意すべきである。

また、国民に対して事業の効果を分かりやすく説明することが E B P M の基本的な役割と考えられるため、政府全体において、ロジックモデルを用いて行政内部で効果的な事業推進や政策評価を行うことと、E B P M の考え方に沿って、施策を検証し、国民に分かりやすい形で公表し、民主主義的な政策決定の一助とすることについて、それぞれの位置付けを整理していくことが中長期的に望まれる。

参 考 資 料

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会開催要綱

1 目的

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社では、厚生労働省から委託を受け、令和3年度にE B P M推進に係る調査研究事業を実施している。

本事業の一環として、厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表（令和元年10月8日）に基づき、外部有識者によるE B P Mの実践状況の検証等を行い、E B P Mの更なる推進を図ることを目的として開催する。

2 検証事項

（1）ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

（2）次年度のE B P Mの実践に向けた検証

① 事業のスクリーニング基準に係る検証

② 予算過程での反映方法に係る検証

③ 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

④ その他E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証

3 構成員

別紙のとおり

4 運営等

（1）検証会は、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社が別紙の構成員の参集を求めて開催する。

（2）検証会は、構成員のうち1人を座長として選出する。

（3）検証会は、座長代理を置くことができる。

座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。

（4）座長は、検証会において必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検証会への出席を求め、意見を聴くことができる。

（5）検証会の議事概要及び資料は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができる。

（6）検証会の庶務は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社において行う。

（7）前各項のほか、検証会の運営その他の検証会に関し必要な事項は、座長が定める。

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会構成員

(五十音順、敬称略、◎座長)

安藤 道人 立教大学 経済学部 准教授

伊藤 伸介 中央大学 経済学部 教授

◎ 田中 隆一 東京大学 社会科学研究所 教授

野口 晴子 早稲田大学 政治経済学術院 教授

検証会の開催状況等

◆開催状況

- 第1回：令和3年9月15日（水）14:00～16:00 WEB 会議形式
 第2回：令和3年12月3日（金）10:00～12:00 WEB 会議形式
 第3回：令和4年2月4日（金）10:00～12:00 WEB 会議形式

◆厚生労働省

労働経済特別研究官	村松 達也
参事官（政策立案・評価担当参事官室長）	山田 航
政策立案・評価推進官	飯島 俊哉
政策立案・評価担当参事官室室長補佐	田野 淳子
政策立案・評価担当参事官室統計利活用専門官	川田 貴史
政策企画官	戸田 淳仁

◆事務局 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社

上席主任研究員	大野 泰資
主任研究員	西尾 真治
主任研究員	小林 庸平
研究員	池田 貴昭

◆検証会資料及び議事概要等【厚生労働省ホームページ（URL）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/jyouhouseisaku/toukei-data_madoguchi_00010.html

◆厚生労働統計等の所在情報【厚生労働省ホームページ（URL）】

- （1）厚生労働統計一覧；<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/>
 ○厚生労働統計調査・業務統計等体系図（分野別・対象別一覧表）
https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/bunya_taisyoubetu.html
 （2）統計等データの所在情報一覧；<https://www.mhlw.go.jp/content/000604857.xlsx>

※ 案が取れた版では全て添付予定

第2回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証 会議事概要

日時	2021年12月3日（金）10:00～12:00	
場所	オンライン会議	
出席者	委員	田中 隆一 東京大学 社会科学研究所 教授（座長） 野口 晴子 早稲田大学 政治経済学術院 教授（座長代理） 安藤 道人 立教大学 経済学部 准教授 伊藤 伸介 中央大学 経済学部 教授
	厚生労働省	村松 達也 労働経済特別研究官 山田 航 参事官（政策立案・評価担当参事官室室長） 飯島 俊哉 政策立案・評価推進官 田野 淳子 政策立案・評価担当参事官室室長補佐 川田 貴史 統計利活用専門官 戸田 淳仁 政策企画官 塩川 智規 医薬・生活衛生局医薬安全対策課課長補佐 渡辺 秀樹 職業安定局雇用保険課課長補佐
	事務局 三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）	大野 泰資 上席主任研究員 西尾 真治 主任研究員 小林 庸平 主任研究員 池田 貴昭 研究員

議事

- 1 令和3年度のEBPM実践の取組状況の検証
- 2 過年度選定のEBPM実践対象事業の取組状況
- 3 今後の取組に向けた課題
- 4 その他

議事概要

1 令和3年度のEBPM実践の取組状況の検証

厚生労働省から、資料に基づき、令和3年度厚生労働省におけるEBPM実践の進捗状況について、また、事務局から令和3年度重点フォローアップ事業への支

援・助言等及び効果検証対象事業の選定方法についての説明を行い、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- 精神障害者社会復帰調査研究等事業と、障害福祉分野のＩＣＴ導入モデル事業については、効果検証の分析手法として差の差分析が想定されているが、日本は全国一律で施策を実施することが多く、対照群の設定が難しい。この２事業の対照群は具体的にどのように設定されるか。

→精神障害者社会復帰調査研究等事業では、心のサポーターの養成のための研修を行う事業であり、８つのモデル地域を対象としたモデル事業として実施した後、全国に展開していく。アクティビティは研修であり、モデル地域内でアンケート調査を実施する。先行研究により研修自体に効果があると検証済みであるが、対照群が設定されていないことや長期的な効果を確認していないことが当該論文でも課題として挙げられていたため、それらに対応する効果検証の提案を行っている。

→精神障害者社会復帰調査研究等事業をみると、対照群は研修の非受講者となっており、研修の受講者と非受講者をランダムに振り分けなければならない。そこまで原課に負担を掛けるのは酷ではあるが本当に厳密にするならば、ランダム化の仕組みを入れなければならない。そういった考え方が浸透していくと良い。

→障害福祉分野のＩＣＴ導入モデル事業では、自治体を通じてＩＣＴを進めたい事業者に対して補助を行うものであり、ランダム化は行われていない。分析の改善案として、社会福祉施設等調査を用いることで事前事後の生産性は算定できる。事前の状況が似たような事業所を比較することで、ある程度生産性に効果がみられないかと考えている。

→マッチングをして、属性の似ているところを比較するのは王道のやり方である。

→プロペンシティスコアマッチング後に Difference-in-Differences をやりたいということか。

→データをみる必要があるが、それを含めて検討・提案しているところである。

- 実際にアンケート調査を行ったが、上手くデータが取れなかったということは想定しておいた方が良く考える。ロジックモデル公表後、最終的に事業が終了するまで３年サイクルなど時間を経ているので、状況が変わることが想定され、不測の事態があり得る。ロジックモデルどおりに進まなかったときの事業の進め方を想定すべきである。差の差分析ができなかったときはどうするのか。ロジックモデルの完成版が公開されているが、修正されたものは公開されるのか。

→ロジックモデルを公開しても、事業を実施する中で実際にそのとおりに進まないことは想定される。政策立案・評価担当参事官室（以下「政評室」とい

う。)では、年に2回実践事業のフォローアップを行い、EBPMの進捗状況を確認している。その中で、例えば、アンケート調査結果が活用できないことが判明した場合には、別の分析方法を提案するなど、常にロジックモデルをブラッシュアップしながら進めている。

- 効果検証対象事業候補の分析手法については、生活習慣病予防対策推進費は今後検討、民間企業における女性活躍推進事業は重回帰分析、精神障害者社会復帰調査研究等事業及び障害福祉分野のICT導入モデル事業は差の差分析と、分析レベルに違いがある。どのような基準で候補を選んでいるのか。
 - 生活習慣病予防対策推進費については、来年度の事業の中でツールを開発することになっており、アクティビティ自体がまだ決まっていない。そのツールによって検証方法も変わってくるので、今後検討としている。しかし、事業所管課へのヒアリングでは、ランダム化を考えながら検討すると伺っていることから、今回候補にしている。民間企業における女性活躍推進事業については、女性活躍に取り組んでいる企業に関するデータベースがなく、コンサルティングを受けない企業のデータが取れないため、分析レベルで差の差分析は行えないのではないかと考えている。
 - 資料3の2ページ目の選定方法をみると、①のデータの活用可能性の優先度が高いのではないかと。①のデータの活用可能性が低い場合でも、②の事業の展開可能性を加味して、将来的な可能性や政策的な重要性に鑑みて、効果検証対象事業として選定しても良いのではないかと。
 - 基本的にどの項目にも優先度を設定していない。
 - ①のデータの活用可能性から⑥のEBPMの模範事例に繋がる可能性までの事業選定方針のうち、1つでも困難な項目がある事業は候補から除外している。よって、優先度というよりは、事業選定方針に照らして困難でない事業を候補として整理している。
 - 子ども家庭局の事業は差の差分析が可能であり、対照群は取れる。候補ではない理由は事業所管課へのヒアリングにより、令和5年度に分析できないことが判明したためである。
 - 非常に重要な論点である。過年度の選定事業の実践ともかかわってくる。当初の予定の検証内容でリサーチデザインを組んでいても、状況が変わると上手くいかないが、現状ではプランBというものを意識されていない。状況が変わったときに対応しにくく、今後考えていかなければならない。
- 分析レベルは実装可能性の観点からみているのか、それとも理想形のようなものか。もし、理想形であれば、リサーチデザインを組んでフォワードルッキングにデータを作っていくことも視野に入ってくる。基本的には既存のデータ・既存のやり方の中に縛られて最大限できることを書いているのか。

→分析レベルと書かせていただいているものは、事業所管課室から提案いただいたものでなく、MURCより提案したものである。ランダム化が難しい場合が多いと認識し、準実験的な手法で行える内容を提案している。フィージビリティがあるものもあれば、少し高めの理想を書いているものもある。

→バランス感覚は大切。ある程度理想を目指す、フィージビリティを意識しながらプランBを考えるというのも重要である。例えば、小規模でもRCTをやりたいとリサーチデザインを組んだとしても、結局アンケート調査で意見収集に終わってしまう。目標として、分析レベルはどういうものかはっきりすることが大切。

- 分析のレベルについて便宜上のものと理解しているが、必ずしもレベル感で分析の妥当性が測れるものではない。例えば、民間企業における女性活躍推進事業では、比較対象をコンサルティング実施回数の少ないという企業であれば回帰分析だが、回数の少ない企業と多い企業の2つに分ければマッチング推定が可能である。個人的にはどちらもあまり変わらないと思うが、レベル2aとなる。感覚としてはレベル2bの重回帰分析と同じような方法だ。傾向スコアやマッチング、重回帰分析とどの分析の精度が高くなるかというのは、デザイン次第、データ次第である。得られそうなデータの質からレベル分けするとか、分析手法がDIDかマッチングかというのではなく、豊かなパネルデータが入手できるか、今後整理できるところがあるのではないか。また、分析の見せ方も重要で、回帰分析で有意かどうかではなく、グラフで分かりやすく見せられるかどうかという話も重要になってくる。

→分析レベルの設定はEBMからきているものをそのまま使っている、公共政策でそのまま当てはめるのは問題があるかもしれない。このレベルは内的妥当性のレベルしかみていない。今後の検討課題になる。

2 過年度選定のEBPM実践対象事業の取組状況

事務局から、資料に基づき、過年度選定のEBPM実践対象事業の取組状況についての説明を行い、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- ジェネリックについて、2016年と2018年に診療報酬点数の改定が行われており、2018年はジェネリック促進のために薬局に対して、ジェネリックの利用状況に応じて加算の設定が行われている。この事業の効果と薬価の改定の効果の識別に関して何か考えられているか。様々な政策が実施されているが、それらを識別することについて、どう考えているか。

- 薬価や診療報酬の改定については、保険者を問わず影響しており、差の差分分析ではトレンドとして影響を取り除いて分析することができると考える。
- 時系列のタイムトレンドと交差項で影響を吸収させると理解した。
- ジェネリック促進のためのアクティビティはたくさんあるが、それぞれの効果検証を行うのか、まとめて効果検証を行うのか。
- 保険者は何らかのアクティビティを行っていることが多いため、各アクティビティを個別に分析することになる。差額通知を行っていない保険者もあり、主要な分析対象のアクティビティとなると考えている。
- EBPMというのは、一つの目標を達成するため、様々な手段の中でどれを選択して実施するのが良いかを調べるという考えである。個別に検証するのは全うなアプローチだと思う。
- 資料4の2ページでは「この調査に係る予算は確保されていない」とあるが、当初想定していた調査ができなくなったとき、予算の観点からどれだけ柔軟な対応ができるのか、今後の対象事業の取組を考える際に検討する必要がある。調査対象が集まらず形態を変えるケース、追加調査が必要になるケースがある。当初の予算の支出の仕方に縛られることになると事業の取組に支障を来すのではないか。予算措置に関してはかなり柔軟な対応が今後望ましいと考える。
- ここという予算は、三菱UFJへの委託の事業予算なのか、EBPM事業のために厚生労働省に配分されている予算なのか。
- アンケート調査の予算になるため、事業所管部局が確保する予算である。
- 柔軟な予算措置は可能なのか。
- リサーチデザインを組んで、アンケート調査が必要となれば、そのための予算は別途確保していかなければならない。もともと事業内に組み込まれていれば別だが、そうでなければ、事業所管部局において別途予算要求して確保する必要がある。
- 検証を行うタイミングと予算要求が行われているタイミングによるというのは分かる。柔軟な予算措置は難しいように思われるが、資料4に書かれた状況がある中で予算の問題があるからできなかったと対外的に説明がつくのか。
- 昨年度に本検証会で議論した際には、NDBを使って分析するという整理であり、アンケート調査を実施するという提案は昨年度の議論では特になかった。本件については、今年度の事業所管課へのヒアリングの中でNDBの活用が難しいことが明らかになり、アンケート調査を提案しているものであり、今後アンケート調査を実施するのであれば、予算要求を含め新たに考えていかなければならない。
- 高年齢労働者処遇改善促進助成金だが、申請数が当初見込みの1,600件から1件に激減した理由を調査すべきである。理由としては、事業設定や対象がニーズに

マッチしていなかったことや、申請事務が煩雑であったことが考えられるのではないか。アウトカムを分析する本来のEBPMとは異なるが、アクティビティの失敗理由を検証するフレームも必要ではないか。

→支給要件が厳格であること、助成額が低いことなどが原因として考えられる。

→ポジティブに捉えるのであれば、事業のボトルネックが発見できたことが成果である。事業のアウトプットを生み出せるように進めて欲しい。

- 高齢労働者処遇改善促進助成金が思うように利用されなかった理由は、新型コロナウイルス感染症の影響もあったのではないか。データの面でも、昨年度のデータは当該影響を含んでおり、例年に比べて特殊性が高いと感じる。

→高齢労働者処遇改善促進助成金については、賃金規定の改定が事業の申請要件の一部であるが、新型コロナウイルス感染症による影響から改定を検討できる状況になかったという事業所も存在した。

- 高齢者医薬品安全使用推進事業について、ポリファーマシーの発生は定量的に把握可能であるのか。明確な基準があるわけではなく、医療現場が主観的に判断しているのか。

→明確な基準はなく、それがポリファーマシー対策の難しさでもある。ポリファーマシーとは、単に服用する薬剤数が多いことではなく、それに関連して有害事象のリスクが増加するなどの問題につながる状態をいう。すなわち、薬剤数のみで判断できるものではなく、実際に患者に向き合って個別に判断する必要がある。診療報酬の算定では内服薬6種類以上とか7種類以上とかいう基準も設けられていたと思うが、本来、薬剤は患者の症状等に応じて必要な場合に処方されるものでもあり、ポリファーマシーか否かは単純に薬剤数だけで評価できるものではない。

3 今後の取組に向けた課題

厚生労働省から、資料に基づき、予算過程での反映方法及び事後の効果検証スキームの精度向上についての説明を行い、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- 予算要求において、ロジックモデルの活用が必要がないという意見もあるとのことだが、説明を受ける側がロジックモデルに関する知識を有していない場合、説明する側はまずロジックモデルの説明から始める必要がある。そのため、最初からロジックモデルを使わずに説明した方が効率的ということではないか。ロジックモデルを定着させるためには、説明を受ける側への説明機会を充実させる必要があるのではないか。

- 省内においては、会計課など説明を受ける側に対しても、ロジックモデルの勉強会などの機会を設けている。一方で、財務省を含む政府全体におけるロジックモデルの活用については、内閣官房行政改革推進本部事務局が主体となり方針を定めており、昨年度は財務省主計局説明にロジックモデルを活用するという方針であったが、今年度は事業内容等に応じ、有効と考えられる場合にロジックモデルを活用するとの方針となった。予算要求プロセスにおけるロジックモデルの活用は始まったばかりであり、根付くには時間がかかると考える。
- 省内では、希望者に対してオンラインでEBPMに関する基礎研修の受講の機会を提供するなど、活用可能性を充実させる段階にある。いただいたコメントに留意の上進めていきたい。
- ロジックモデルの活用にあたっては、マニュアルの拡充なども今後の課題かもしれない。
- ロジックモデルをコミュニケーションツールとして活用することが重要である。ロジックモデルが浸透することで、会計課と政策部局とのコミュニケーションが促進され、また、国民とのコミュニケーションツールとしても活用することで事業の透明性が高まる。
- ロジックモデルがコミュニケーションツールとして浸透することで、効果検証が事業の一部として実施されるようになり、そのための費用も事業予算に組み込みやすくなるのではないかと。効果検証においては、当初の予定どおり進まないこともあるため、その場合は最低限できる分析を実施することが重要である。また、効果検証に割ける省内の人的リソースも限られていることから、厚生労働科学研究費補助金を用いて研究者などの外部リソースを活用することも検討すべきである。
- 厚生労働科学研究費補助金の活用は重要と認識しており、昨年度の重点フォローアップ事業においても、既に一部事業では同補助金を用いた効果検証が予定されている。
- 厚生労働省の内部で効果検証まで実施することが理想ではあるが、難しい場合は研究者などの外部リソースを巻き込んでいただきたい。
- ロジックモデルを活用することで財務省への予算要求の際により良い説明が可能になるかもしれないが、国民に対して事業の効果を分かりやすく説明することがEBPMの基本ではないか。予算要求におけるロジックモデルの活用と国民に対する事業効果の説明について、どのように考えているのか。
- EBPMの推進は政府全体で取り組んでおり、厚生労働省としてもまず省内の取組を進めることが重要である。また、今後は個々の事業にとどまらず、省としてEBPMをどう活用していくのか、国民に対する事業効果の説明にどう役立てていくのかを検討する必要がある。厚生労働科学研究費補助金など、既存

の調査研究のスキームも活用しながら、良い形で事業の効果を伝えるため、一つ一つ取組を進めていきたい。

4 その他

全体を通しての質疑応答・コメントが行われた。主な発言は以下のとおり。

- 効果検証対象事業について、効果検証の際の実施主体は厚生労働省と委託事業者のどちらであるのか。また、民間企業が委託事業として実施する場合、企業ごとに独自のノウハウを有していることから調査方法も異なると考えられるが、方法論は統一せずに委託事業者に委ねるのか。
→厚生労働省と委託事業者のどちらも実施主体となり得る。実施主体が異なると調査方法の統一性が失われるという懸念については、特に重点フォローアップ事業については、年2回のフォローアップ時に政評室から調査方法なども提案しており、今後も共通的な視点で進めていきたい。
- 効果検証の結果はどう扱われるのか。また1回限りの調査ではなく、本来は繰り返し調査を実施し、過去の結果と比較検討できるようなスキームを構築すべきである。1回限りの調査ではデータの利活用性も限定的となることから、2回目、3回目の調査を実施することが望ましい。また、収集したデータの二次利用についても、研究者のデータ利活用の促進のために検討していただきたい。
→調査回数は事業の内容や性質により異なる。データの二次利用については、統計法に基づく統計調査であれば二次利用の仕組みがあり、研究者への提供が可能である。しかし、民間企業に委託して実施した調査については、一律に二次利用が可能とは言えず、委託調査を実施した各部局の判断になる。
→当該データの利活用促進についても、公的統計の二次利用制度の枠組みを踏まえた上で議論を進めていただきたい。

以上

令和3年度ロジックモデル作成状況(令和4年2月4日現在)

参考2

EBPM実践事業数

総事業数	新規事業	モデル事業	大幅見直し事業	その他
28事業(※)	9事業	13事業(※)	2事業	4事業

※ 昨年度の実践対象事業
(10事業)を含む。

EBPM実践事業一覧

※ ○ は重点フォローアップ事業。赤字は10億円以上の新規事業

	事業名
1	生活習慣病予防対策推進費
2	基本計画を実行するための循環器病総合支援センターのモデル事業
3	慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業（R2モデル）
4	高齢者医薬品安全使用推進事業（R2モデル）
5	生活衛生等関係費 （生活衛生関係営業におけるデジタル化推進事業）
6	労働安全衛生法に基づく免許・技能講習制度の安定的運営事業
7	地域外国人材受入れ・定着モデル事業（R2モデル）
8	建設労働者育成支援事業
9	民間企業における女性活躍促進事業
10	妊婦訪問支援事業
11	母子保健対策強化事業
12	予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル委託事業（R2モデル）
13	困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業（R2モデル）
14	離婚前後親支援モデル事業（R2モデル）

	事業名
15	子どもの居場所支援臨時特例事業
16	子育て世帯訪問支援臨時特例事業
17	保護者支援臨時特例事業
18	性と健康の相談センター事業
19	農業分野等との連携強化モデル事業（R2モデル）
20	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 （うち、ひきこもり支援推進事業）
21	中国残留邦人等に対する支援給付事業
22	精神障害者社会復帰調査研究等事業
23	障害福祉分野のICT導入モデル事業
24	精神障害者保健福祉対策（R2モデル）
25	聴覚障害児支援中核機能モデル事業（R2モデル）
26	地域生活支援事業等 （うち、発達障害児者地域生活支援モデル事業）（R2モデル）
27	科学的介護データ提供用データベース構築等事業
28	国民年金事務費交付金ポータルサイトの開発